

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊別海駐屯地
第377会計隊別海派遣隊長 福澤 光浩

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

- (1) 件 名：給食業務の部外委託
- (2) 規 格：仕様書のとおり
- (3) 履行場所：陸上自衛隊別海駐屯地
- (4) 履行期限：令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。但し、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約に必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由のある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当していない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度及び令和7・8・9年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において「**役務の提供等**」で北海道地域の資格を有する者であつて、次のいずれかを満たす者であること。また、防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であること。
ア A、B、C、D等級に格付けされた者
イ D等級に格付けされた者は、同一献立を一度に100食以上提供する集団給食業務を1年間以上請け負った実績を証明できる者とし、契約担当官が認める者（但し、契約担当官により不備がないことを確認する必要があるため、該当者は、**令和7年2月14日（金）**までに会計隊入札担当者に電話連絡し、指示を受けること。）
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から陸幕会第1147号（27. 12. 2）「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領について（通達）」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 「入札及び契約心得」を厳守している者
- (6) 細部は別紙「別海駐屯地における給食業務の部外委託競争入札実施要領」による。

3 契約条項、入札及び契約心得を示す場所

陸上自衛隊別海駐屯地第377会計隊別海派遣隊及び北部方面会計隊ホームページ

4 入札説明会

説明会は実施しない。

5 現場確認

入札参加希望者は、**令和7年2月3日（月）から令和7年2月14日（金）までの間**（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）で実施する現場確認を行うこととする。希望者は、希望日の3日前に担当者に連絡することとし、個別に対応する。

ただし、令和6年1月30日（木）実施の陸上自衛隊別海駐屯地の「給食業務の部外委託」の入札に参加した者はこれを免除する。

6 事前審査書類提出場所及び期日

- (1) 場所：陸上自衛隊別海駐屯地 第377会計隊別海派遣隊
- (2) 期日：**令和7年2月14日（金） 1700**

ただし、令和6年1月30日（木）実施の陸上自衛隊別海駐屯地の「給食業務の部外委託」の入札に参加した者はこれを免除する。

7 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場所：陸上自衛隊別海駐屯地 **会計隊入札室**
- (2) 日時：**令和7年2月19日（水） 1100**

(3) その他

- ア 郵便による入札の場合は**令和7年2月18日(火) 1700**までに下記入札に関する問い合わせ先へ必着させ、到着の有無の確認をすること。
- イ 郵便等による入札は、**件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印をし、「〇〇入札書在中」(〇〇内は件名)**と記載した封筒に入れ、資格審査結果通知書の写しを同封すること。
- ウ 再度入札が生じた場合は、直ちに実施する。ただし、郵便入札があった場合は、日時場所を設定し後日執行する。

8 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除（但し、落札者が契約締結に応じない場合は、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。）
- (2) 契約保証金：免除（但し、落札者が契約を履行しない場合は、落札金額の100分10以上を違約金として徴収する。）

9 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者の入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 事前審査書類未提出又は事前審査の結果不適格の通知を受けた者の入札
- (4) 入札金額及び入札者の氏名が判別し難い入札
- (5) 電報・電話・FAX等による入札
- (6) 第5項で示した時間までに入札書が到着しない入札
- (7) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (8) 事前審査書類未提出又は事前審査の結果不適格の通知を受けた者の入札

10 契約書の作成

落札者は落札決定後遅滞なく陸上自衛隊標準契約書の様式により契約書を作成する。

11 落札決定方式

総額が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

12 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札実施要領として別紙第2「別海駐屯地における給食業務の部外委託競争入札実施要項」を確認及び厳守するものとする。
- (4) 入札書下部余白に「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札致します。また「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載すること。記載がない場合、競争参加者として認めない。
- (5) 仕様書は、陸上自衛隊別海駐屯地第377会計隊別海派遣隊及び陸上自衛隊北部方面会計隊ホームページにおいて随時配布する。
- (6) 入札に関する事項の問い合わせ先
陸上自衛隊別海駐屯地 第377会計隊別海派遣隊 契約班（担当：福澤）
TEL 0153-77-2231 内線349
- (7) 仕様書の内容に関する事項の問い合わせ先
陸上自衛隊別海駐屯地 業務隊 糧食班（担当：渡邊）
TEL 0153-77-2231 内線323

13 公告掲示場所

- (1) 掲示場所：陸上自衛隊別海駐屯地、釧路駐屯地、別海商工会議所、中標津商工会議所
北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/>
- (2) 掲示期間：**令和7年2月3日(月)～令和7年2月19日(水)**

別海駐屯地における給食業務の部外委託競争入札実施要項

1 趣旨

本要項は、陸上自衛隊別海駐屯地における給食業務の部外委託(以下「本委託業務」という。)に係る競争入札に必要な手続き等について定め、競争入札の透明性及び公正性を確保するとともに、契約の適正な履行に資することを目的として定めるものである。

2 本委託業務の内容

仕様書による。

3 契約期間

令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)まで。

4 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。但し、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由のある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当していない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度及び令和7・8・9年度の防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等」で北海道地域の資格を有する者であって、次のいずれかを満たす者であること。また、防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)を申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であること。
 - ア A、B、C又はD等級に格付けされた者
 - イ D等級に格付けされた者は、同一献立を一度に100食以上提供する集団給食業務を1年間以上請け負った実績を証明できる者とし、契約担当官が認める者
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から陸幕会第1147号(27.12.2)「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領について(通達)」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則として、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (7) 社会保険及び労働保険の適用を受けている場合は、直近1年間において保険料等の滞納がないこと。
- (8) 陸上自衛隊別海駐屯地(以下「官側」という。)における給食業務部外委託に係る仕様書に規定する業務を提供できる態勢が整っている者又は本委託業務開始までに整えることができることを証明できる者であること。

- (9) 提出した書類に虚偽を記載していないと認められる者であること。
- (10) **次項第3号に示す現場確認を行った者**であること。
- (11) 次項第4号に示す入札関係書類について、合格であった者であること。

5 入札及び契約締結に係る業務予定

本委託業務の入札に係る落札及び契約締結は、本委託業務に係る令和7年度予算が成立することを条件とする。

(1) 仕様書の配布

仕様書は、陸上自衛隊別海駐屯地第377会計隊別海派遣隊及び陸上自衛隊北部方面会計隊ホームページにおいて随時配布する。

(2) 入札説明会

説明会は実施しない。

(3) 現場確認

入札参加希望者は、**令和7年2月3日（月）から令和7年2月14日（金）までの間**（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）で実施する現場確認を行うこととする。

希望者は、希望日の3日前に担当者に連絡することとし、個別に対応する。

ただし、令和6年1月30日（木）実施の陸上自衛隊別海駐屯地の「給食業務の部外委託」の入札に参加した者はこれを免除する。

(4) 入札関係書類提出

ア 提出書類（まとめて郵送願います）

(ア) 資格審査結果通知書

令和4・5・6年度及び令和7・8・9年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）に係る資格審査結果通知書の写し。

ただし、申請中で当該通知書を受けていない場合は、更新に係る申請中であることを証明できる書類の写しを提出するとともに、更新手続完了後、資格審査結果通知書の写しを提出するものとする。

(イ) 令和6年度社会保険（労働保険及び厚生年金保険）及び労働保険（雇用保険及び労働者災害補償保険）の納入証明書

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、労働保険料又は厚生年金保険料等の納付猶予許可を受けている場合、該当する「納付の猶予（特例）許可通知書」の写しを提出するものとする。

(ウ) 業務提案書

仕様書に規定する業務を提供できる態勢の有無を確認するため、次に掲げる事項を具体的に記載すること。

a 実施態勢

(a) 勤務予定表案、作業従事者等の採用及び運用計画等並びに消耗品等

aa 勤務予定表案（調理及び配食作業に必要と見積もった人員数を基に、

任意の1か月分を作成すること。氏名の記載は不要）（付紙第1「勤務予定表案」の例参照）

- ab 作業従事者及び現場責任者の採用及び運用計画並びに予定人員数を確保できなかった場合の処置対策（付紙第2「採用・運用計画等」の例）参照
- ac 受託者が準備する消耗品及び使用見積（衛生用消耗品含む）（付紙第3「受託者が準備する消耗品及び使用見積」の例）参照
- (b) 調理及び配食時における作業従事者等の配置
 - aa 炊飯、下処理、揚げ等、加熱調理作業及び非加熱作業ごとの調理工程表及び作業人員見積
 - ab 仕様書に示す「別海駐屯地食堂における配食人員の配置（基準）」に準拠し、図示等により、理解容易なように説明（付紙第4「配食（食器洗浄）人員の配置」の例）参照
- (c) 管理態勢及び連絡態勢
 - aa 受託者、現場責任者及び作業従事者の呼集網図並びに機能組織図（氏名及び連絡先の記載は不要）（様式随意）
 - ab 欠員が生じた際の処置要領（フロー、マニュアル等）（様式随意）
 - ac 安全管理計画（様式随意）
- (d) 従業員の教育研修態勢
 - aa 社内教育の実施計画（様式随意）
 - ab 新規採用者の教育態勢（様式随意）
- b 食品衛生管理
 - (a) 衛生管理計画
 - aa 作業従事者等の健康管理の取り組み（様式随意）
 - ab 細菌検査の検査実施項目及び実施時期（ノロウイルスを実施する場合はその旨を記載）（様式随意）
 - ac 新型コロナウイルス、ノロウイルス等感染症罹患（疑いを含む。）発生時の対応要領（様式随意）
 - (b) 衛生事故への対応
 - 報告態勢、社内マニュアル等（様式随意）
- c 令和4年度以降における、陸上自衛隊との同種契約の履行状況
 - (a) 不履行内容（減額されたものも含む。様式随意）
 - aa 駐屯地名及び時期
 - ab 業務不履行の内容及び発生原因
 - (b) 不履行内容の改善状況及び再発防止施策（様式随意）
 - aa 改善に当たり取り組んだ事項
 - ab 当該駐屯地で業務を履行するに当たり実施する再発防止策
- イ 提出期限
令和7年2月14日（金） 1700
- ウ 提出方法
陸上自衛隊別海駐屯地第377会計隊別海派遣隊に郵送すること。
- エ 上記のほか、第4項に掲げる「役務の提供等」で「D」等級に格付けされた者で入札に参加するために必要な確認に関する事項については、電話連絡時に個別に対応する。

オ 令和6年1月30日（木）実施の陸上自衛隊別海駐屯地の「給食業務の部外委託」の入札に参加した者は資これを免除する。

(5) 入札関係書類の審査

前号アに掲げる入札参加資格を確認し、1項目でも要件を満たしていない場合には不合格とする。なお、審査に際しては入札参加希望者に対しヒアリングを行うこと又は追加資料の提出を求めることがある。

(6) 入札参加資格に係る確認結果の通知

令和7年2月17日（月）までに書面（郵送・FAX送付）により通知する。

(7) 審査結果に対する疑義の申し立て

審査結果に疑義のあるときは、疑義の内容について、通知を受理した日の翌日から起算して**3日**以内に書面をもって申し立てることができる。当該申し立てに対しては、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して**2日**（休日を含まない。）以内に書面により回答する。ただし、当該回答に対する疑義申し立ては受け付けない。

(8) 入札・開札

ア 時期

令和7年2月19日（水）1100

イ 場所

陸上自衛隊別海駐屯地 **会計隊入札室**

ウ 入札書には、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。

エ 郵便による入札の場合は**令和7年2月18日（火）1700**までに必着とし、郵便による応札である旨を必ず電話連絡すること。

オ 郵便等による入札は、**件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印をし、「〇〇入札書在中」（〇〇内は件名）と記載した封筒に入れ、資格審査結果通知書の写しを同封すること。**

カ 再度入札が生じた場合は、直ちに実施する。ただし、郵便入札があった場合は、日時場所を設定し後日執行する。

(9) 落札者の決定

第4項に規定する入札参加資格をすべて満たした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該応札価格が予算決算及び会計令第85条の規定により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を下回った場合は、落札を保留し、必要な調査のうえ決定する。この場合、すべての応札者は官側が行う調査に協力するものとする。

(10) 業務の引継ぎ

落札者は、官側に対して業務の引継ぎ等について必要な調整を申し出ることができる。

(11) 契約書の作成（契約締結）

ア 全般

落札者が契約担当官等から交付された契約書案に記名押印して契約担当官等に提出し、契約担当官等が記名押印して契約締結とする。

イ 落札者の提出

(ア) 提出期限

落札決定の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）とする。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

(イ) 提出方法

陸上自衛隊別海駐屯地第377会計隊別海派遣隊に持参又は郵送すること。

ウ 契約書の作成（契約締結）時期

令和7年4月1日（火）（ただし、本予算決定後）

エ 様式

陸上自衛隊標準契約書

オ 付帯する特約条項

部分払に関する特約条項

談合等の不正行為に関する特約条項

暴力団排除に関する特約条項

カ 添付する書類

仕様書

6 受託者が使用できる国有財産等

(1) 施設

本委託業務に係る陸上自衛隊別海駐屯地食堂、厨房、控え室及び更衣室

(2) 経費負担区分

前号の使用に伴う電気、ガス、水道等の使用料及び維持管理費用は官側負担とする。ただし、受託者の故意又は過失により施設、設備等に損害を与えた場合は、官側の指示に基づき受託者の費用負担において修復等を行う。

7 受託者の費用負担

第6項において官側負担とした費用を除き、作業従事者の被服、清掃用具、洗剤、事務用品、各種検査等の本委託業務に必要なすべての経費は受託者負担とする。

8 委託費の支払い方法

(1) 委託費は契約書に基づき毎月支払うものとし、官側が実施する監督及び検査により本委託業務が適性に履行されたことを確認し、かつ受託者から適法な請求書を受領した日から30日以内に支払う。

(2) 官側は、第2項に定める「本委託業務の内容」を一体のものとして受託者から購入するものである。ただし、次項第2号に規定する「委託費の減額」に該当する場合は月々の委託費から減じて支払うものとし、第3号に規定する「違約金」に該当する場合は月々の委託費から相殺できるものとする。

9 委託費の減額等

(1) 本委託業務に係る改善指示

官側は、受託者の責めに帰すべき事由により、仕様書に定める役務履行に必要な態勢が満足されない又は仕様書に基づき適正に役務が履行されていないと判断した場合は、受託者に対して速やかに文書により勧告する。

受託者は、官側から当該勧告を受けた場合は、速やかに文書をもって改善計画を提出し、1週間以内に改善を図らなければならない。官側は、改善が図られない場合、契約を解除することができる。ただし、受託者が、改善期間の延長を官側に申し出て、事前に官側の承認を得た場合を除く。

なお、文書による勧告をした場合においては、陸幕会第1147号（27.12.2）「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領について（通達）」第4項（指名停止に至らない場合の警告等）に基づく通知等を行うものとする。

(2) 委託費の減額

受託者の責めに帰すべき事由により下表の「減額の対象となる事案」が発生した場合は、区分に応じて発生1回につき「減額の算定方法」により得られた額を委託費から減じる。

減額の対象となる事案	減額の算定方法
全部又は一部の委託業務不履行（ただし、次に掲げる場合を除き、食中毒の発生等により履行しない場合を含む。）	不履行部分の期間割合×契約金額
食事提供の遅延（遅延することが明白で、現場責任者の同意を得て官側が支援した場合を含む。）	0.5%×1か月分の委託費
調理する食数誤り（喫食者に対する配食ができなかった場合に限る。）	0.5%×1か月分の委託費

(3) 違約金

受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により下表の「違約金の対象となる事案」が発生した場合は、区分に応じて発生1回につき「違約金の算定方法」により得られた額を違約金とし、官側が指定する方法により支払わなければならない。

違約金の対象となる事案	違約金の算定方法
全部又は一部の委託業務不履行（ただし、食事提供の遅延、調理する食数誤り、食中毒等の発生により履行しなかった場合を除く。）	10%～20%（※）×前号の減額分
食中毒の発生（食事への異物混入を含む。）	1%×1か月分の委託費
文書による勧告があつたにもかかわらず改善計画を提出しない、又は改善計画が遵守されない場合	3%～10%（※）×1か月分の委託費
官側に提出する書類等への虚偽記載	10%×1か月分の委託費

※ 割合は契約担当官等が設定する。

(4) 減額又は違約金の額を超える損害賠償

ア 受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により前2号に掲げる以外の損害を官側に与えた場合、並びに前2号に係る実際の損害額が減額又は違約金の額を超える場合は、官側に対して実際の損害額を賠償する義務を負う。

イ アの「損害額」は、受託者の責めに帰すべき事由により食材を廃棄することとなった場合の、当該食材及び食材廃棄にかかった費用を含むものとする。

10 本委託業務の引継ぎ

受託者は、令和8年4月1日以降の本委託業務受託予定者から業務内容の引継ぎに関する申し出があった場合は、当該引継ぎが令和8年3月31日までに完了するよう協力しなければならない。

11 契約内容の変更

官側及び受託者は、やむを得ない事由により契約の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ変更の理由を相手方に提示し承認を得なければならない。

「勤務予定表案」の例

1 必要人員数

(1) 調理作業人員

朝食：平日〇〇人／土日祝日〇〇人、昼食：平日〇〇人／土日祝日〇〇人、夕食：平日〇〇人／土日祝日〇〇人

(2) 配食作業人員

朝食：平日〇〇人／土日祝日〇〇人、昼食：平日〇〇人／土日祝日〇〇人、夕食：平日〇〇人／土日祝日〇〇人

2 シフト別勤務時間

	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		
現場責任者	①	A	休	C	B	A	休	休	B	A	休	C	B	A	休	C	B	A	休	C	C	休	休	C	B	A	休	休	C	A	休	C		
作業従事者	2	A	休	C	B	A	休	休	B	A	休	C	B	休	休	C	B	A	休	C	B	休	C	C	B	A	休	休	B	A	休	C		
	3																																	
	④																																	
	⑤																																	
	6																																	
	7																																	
	⑧																																	
	⑨																																	
	10																																	
	⑪																																	

凡例 A：4：30～13：30（8時間労働1時間休憩）

B：9：00～18：00（8時間労働1時間休憩）

C：11：00～19：00（7時間労働1時間休憩）

休：休務

丸数字：調理師免許保有者

■ 現場責任者又は代理者

「採用・運用計画等」の例

〇〇駐屯地の給食業務部外委託における作業従事者等の採用・運用計画（例）

	確保予定人員	所属等	採用・運用予定	備考
現場責任者	①	弊社所属	・ 引き続き〇〇駐屯地勤務	調理師免許保有
作業従事者	2	弊社所属	・ 引き続き〇〇駐屯地勤務	
	3	弊社所属	・ 引き続き〇〇駐屯地勤務	
	④	弊社所属	・ 現在弊社の別部署〇〇にて勤務 ・ 〇〇から異動予定（調整済）	調理師免許保有
	⑤	弊社所属	・ 現在弊社の別部署〇〇にて勤務 ・ 〇〇から異動予定（検討中）※1、※2	調理師免許保有
	6	弊社所属	・ 業務開始前（〇月〇日まで）に新規採用予定 ※2	
	...			

2 予定人員数を確保できなかった場合の処置対策

〇〇から異動できなかった場合、新規採用にて対応（※1）

新規採用にて〇月〇日までに確保できなかった場合、当面本社の人員をもって対応するとともに、地域を拡大して募集を継続（※2）

凡例 ○数字：調理師免許保有者

—
—

「受託者が準備する消耗品及び使用見積」の例

(注) 計上する消耗品及び使用見積は、仕様書に基づき記載する。

【給食業務】

No	使用区分	品名	使用見積数(月)	使用見積数(年)	備考
1	作業従事者個人用	マスク	(例) 1,200枚	(例) 14,400枚	3枚/人日×12人×31日=1,116枚/月
2	作業従事者個人用	個人用被服		〇〇人分	帽子・ユニホーム・エプロン・履物等
3	作業従事者個人用	使い捨て手袋	・・・	・・・	
	・・・				

【食器洗浄】

No	使用区分	品名	使用見積(月)	使用見積(年)	備考
1	作業従事者個人用	マスク	(例) 1,200枚	(例) 14,400枚	3枚/人日×12人×31日=1,116枚/月
2	作業従事者個人用	個人用被服			帽子・ユニホーム・エプロン・履物等
3	作業従事者個人用	使い捨て手袋			
	・・・				

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
給食業務の部外委託	作 成	令 和 6 年 9 月 1 0 日
	変 更	令 和 年 月 日
	作成部隊等名	別 海 駐 屯 地 業 務 隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊の別海駐屯地（以下、「官側」という。）における給食業務の部隊委託について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

1.2.1

契約担当官

給食業務の部外委託に係わる契約を締結する者

1.2.2

検査官

契約担当官の任命を受けて、補助者として給食業務の部外委託に係わる契約履行の適否の検査を行う者

1.2.3

監督官

契約担当官の任命を受けて、補助者として給食業務の部外委託に係わる契約履行の過程における監督を行う者

1.2.4

受託者

給食業務の部外委託契約を請け負う者

1.2.5

作業従事者

この役務に直接従事する者

1.2.6

現場責任者

作業現場における一切の責任を有し、作業従事者の管理、技術指導、官側との交渉等に従事する者

1.2.7

作業従事者等

現場責任者及び作業従事者

1.2.8

調理師

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条に規定する調理師免許を有する者

1.3 本委託業務の概要

官側の施設，器材等を使用して，官側が作成した献立，官側が準備した食材等により官側が示す調理指示に従い調理し，指定された食事時間内に配食，並びにこれらに付随する食材，調味料等の運搬，調理器材，用具の手入れ及び指定場所への格納，厨房の清掃を行うものである。

駐屯地食堂における標準的な作業工程は表1及び食数，配食レーン，作業従事者数は表2のとおりであるが，災害等の不測事態，訓練等により食数の増減，食事時間並びに献立を変更する場合があります，受託者は官側との調整により柔軟に対応するものとする。

表1—駐屯地食堂における1日の標準的な作業工程

朝	0430	0500	0530	0600	0630	0700	0730					
		調理・盛付・切込			配食	片付						
昼	0830	0900	0930	1000	1030	1100	1130	1200	1230	1300	1330	
		調理・盛付・切込				盛付・切込・配食				片付		
夕	1430	1500	1530	1600	1630	1700	1730	1800	1830			
		調理・盛付・切込				盛付・配食			片付			

表2—駐屯地食堂における1日あたりの標準的な食数及び配食レーン及び作業従事者

区分	平日	休日（土・日・祝日）
朝食	食数	87食
	検食	0545
	食事時間	0605～0650
	隊員食堂	1コ配食レーン
	幹部食堂	
	作業従事者数	3名
昼食	食数	130食
	検食	1100
	時間外喫食	1130～1150
	食事時間	1200～1245
	隊員食堂	1コ配食レーン
	幹部食堂	1コ配食レーン
	作業従事者数	8名
夕食	食数	92食
	検食	1600
	時間外喫食	1620～1655
	食事時間	1710～1800
	隊員食堂	1コ配食レーン
	幹部食堂	
	作業従事者数	4名
作業従事者数(月)	9名	

注記1 詳細は付属書A参照

注記2 作業従業者数（月）については，5.3で示す作業従業者勤務割振表で管理する。

2 本委託業務に必要な態勢

2.1 実施態勢

受託者は，官側が示す献立，予定喫食者数，配食レーン数等に応じ，表1，付属書A等を基準として本委託業務を完成するために勤務シフトを考慮した必要な作業従業者の数（9名基準）を官側と協

議の上、自らの判断で決定し、調理工程表又は作業従事者勤務割振表により官側の確認を受けるとともに、次に掲げる要件を具備した態勢を確保するものとする。

a) 現場責任者

受託者は、委託業務実施間、次に掲げる要件を具備する者を現場責任者として常時配置するものとする。また、現場責任者が休暇等により不在となる場合は、受託者はあらかじめ現場責任者と同様の要件を具備する代理の者を選任し、現場責任者に代わって権限を執行できる態勢をとらなければならない。

なお、現場責任者は前述の責任を遂行できる限りにおいて作業従事者との兼任を妨げない。

- 1) 本委託業務に必要な知識及び技術を有すること。
- 2) 作業全般を統括する能力を有し、作業従事者を指導・監督できること。
- 3) 官側との交渉等に関する権限を有し、速やかに連絡調整できる態勢をとれること。
- 4) 前3号に示す能力、知識、権限等を有する者の判断基準は、受託者の正規社員であり、同一メニューを1回100食以上提供する集団給食業務経験を1年以上有しかつ調理師免許を保有する者とする。受託者は、その証明を5.3に示す時期までに提出するものとする。
- 5) 現場責任者は日本国籍を有し、かつ日本語で意思疎通ができること。

b) 作業従事者

作業従事者は、次の要件を満たす者とする。

- 1) 調理作業においては、常時1名以上の調理師が勤務するようにシフト管理する。
- 2) 作業従事者は日本国籍を有し、かつ日本語で意思疎通ができること。

2.2 食品衛生管理

安全な給食を安定供給するため、次に掲げる法令等を遵守する。この際、以下の法令等は入札または見積書の提出時における最新版とする。

- a) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- b) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）
- c) 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）
- d) 大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省 平成9年3月24日付け衛食第85号別添）
- e) 北海道及び根室振興局で定める食品衛生に関する条例
- f) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）（平成10年法律第114号）
- g) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（以下、「感染症法施行規則」という。）（平成10年厚生省令第99号）

2.3 確保されるべき業務の質

確保されるべき業務の質は、次による。

- a) 指定された食事開始時間までに食事を提供できる態勢を整え、食事終了時間まで喫食者へ配食すること。
- b) 衛生的な食事を提供すること。
- c) 隊員の満足向上を図ること。

2.4 作業従事者の服務

作業従事者の別海駐屯地における一般的な遵守事項は、隊員に準ずるものとする。

3 本委託業務の細部内容

3.1 全般

本委託業務の細部内容は、次による。

- a) 作業実施間の服装は、常に清潔な調理服、エプロン、マスク、手袋等を着用するとともに、名札を付けること。また、現場責任者は所在を明確にするため常時腕章又はこれに類するもの（帽子等）を装着する。
- b) 現場責任者（必要に応じ作業従事者）は、官側が実施する調理ミーティング等に参加して、調理工程、配食時の作業従事者の配置等、調理及び配食の細部要領について認識の統一を図るものとする。
- c) 現場責任者は、食材等の受領から配食後の片付けにわたり衛生管理・安全管理に留意し、作業従事者に対し指示するものとする。
- d) 作業従事者等は、食中毒予防及び異物混入防止の観点から、大量調理施設衛生管理マニュアルを遵守するとともに、身体を常に清潔に保ち、時計、装飾品等の私物を厨房内に持ち込まない。また、名札、腕章等が容易に脱落しないように装着する。筆記具等の持ち込みが必要な場合も、食品への異物混入を防止するため、必要最小限とし、脱落、紛失しないように管理する。

3.2 調理作業

調理ミーティングにおいて官側が示す細部要領に基づき、官側の準備した献立表、食材などによって、洗米・炊飯、食材の下処理、煮込み、焼き、揚げ、ゆ（茹）で、いた（炒）め、蒸し、レトルト品（市販品又は官給品の携行食を含む。）のボイル及び運搬食の際に容器等への詰め替え作業を実施する。

3.3 配食作業

調理ミーティングにおいて官側から示された細部要領に基づき、食品及び食器の配置、盛り付け（飯缶への詰め替え及び飯、食器等の補充を含む。）、隊員等への配食を実施する。

3.4 調理・配食に付随する作業

3.4.1 食材・調味料等の受領

現場責任者は、官側の立会いの下に食材・調味料等を受領する。

3.4.2 給食器材・用具等の洗浄、整備及び格納

調理器材、用具等の使用後の洗浄、消毒、整備及び格納を実施する。

3.4.3 厨房内の清掃作業

厨房（下処理室、残飯庫、冷凍庫、冷蔵庫等の付帯設備を含む。）の清掃及び調理作業等によって発生した残菜、残飯、廃油等の処理を実施する。また、官側が設定する厨房整備日においては0830～1700を基準として厨房内の清掃を集中的に実施する。

4 監督及び検査

監督及び検査は、次による。

- a) 朝食、昼食、夕食の各作業の実施間又は検食後、裁断要領、調理作業（洗米・炊飯、食材の下処理、煮込み、焼き、揚げ、ゆ（茹）で、いた（炒）め、蒸し、味付けなど）、配食作業、衛生及び安全面について管理など作業要領について官側から指示等を受けた場合は、現場責任者はその指示に基づき対応するものとする。
- b) 表2の判定基準に基づき監督・検査を受けるものとする。

表 2－監督・検査の判定基準

時期等	項目	判定基準
その日の作業開始時	実施態勢	献立，予定喫食者数，配食レーン，配置基準等に基づき，業務を履行するに足る作業従事者等が確保されていたか。
	衛生管理	作業従事者等の健康状態の確認，指導，記録等の衛生管理態勢は確立されていたか。
		業務に必要な衛生用消耗品の準備状況，作業従事者の個人被服等の身だしなみは良好だったか。
朝・昼・夕各食の調理作業終了時	調理状況	官側の指定した食材の使用，裁断・調理要領，調理数に基づく作業が実施されていたか。
		大量調理施設衛生管理マニュアルに基づいた下処理，温度管理，二次汚染防止及び検食の保存がなされていたか。
朝・昼・夕各食の配食作業終了時	配食状況	官側の指定した盛り付け要領及び配食数になっていたか。
		配食開始は遅延せず，定められた時間に配食されたか。
その日の作業終了時	器材洗浄及び厨房等の清掃状況等	官側の指定した要領・頻度に基づき，器具等の洗浄・清掃・格納がなされていたか。
		器具等の員数は不足していなかったか。

5 その他

5.1 作業に関する指示

作業に関する指示は，次による。

- a) 給食器材などの使用に当たっては，次の事項を遵守するものとする。
 - 1) 安全に万全を期す。
 - 2) 作業従事者等が給食器材等を使用して負傷した場合は，受託者の責任と費用負担において処置をするものとする。
 - 3) 使用前の安全点検，使用後の点検・手入れによって，給食器材の故障の未然防止に努める。
 - 4) 使用する施設及び器材などは，本業務以外に使用してはならない。
- b) 現場責任者は，作業従事者等の故意又は過失によって食材，施設，器材等に損害を与えた場合は，速やかに監督官を通じて契約担当官に報告するとともに，官側の指示に基づき受託者の責任と費用負担において速やかに原状復帰するものとする。
- c) 受託者は，本役務の実施に際して，施設の使用，火災予防，施設・区域の立ち入り，車両の乗り入れ等について官側の指示に従うものとする。
- d) 受託者は，官側が受検する各種検査等（会計検査，会計監査，給食審査，保健所等の立入検査，防火点検等）及び教育実習生の受入れに協力するものとする。
- e) 受託者及び作業従事者等は，業務実施上知り得た情報を他に漏らし，又は利用してはならない。また，契約終了後又は契約解除後も同様とする。
- f) 作業従事者等の，新型コロナウイルス及びノロウイルスを含む感染症の罹患及びその復帰に関しては，感染症法及び感染症法施行規則に基づくとともに，必要な検査費用等は，受託者の負担によるものとする。

5.2 官側からの通知事項

官側からの通知事項は、表 3 のとおりとする。

表 3—官側からの通知事項

通知事項	通知頻度	通知時期（基準）	備考
給食予定人員	月 1 回	翌月分を前月 10 日まで	4 月分は左記にかかわらず引継ぎ期間に通知
献立表	月 1 回	同上	同上
確定人員 献立材料表	週 5 回	当該給食日の 3～7 日前基準	下記通り通知することを例とする。
			月曜日に月～水曜日分を通知
			火曜日に水～木曜日分を通知
			水曜日に木～金曜日分を通知
			木曜日に金～土曜日分を通知
金曜日に土～翌週月曜日分を通知			
調理及び配食細部要領	平日毎日	平日朝 08：30	
各種検査等、実習生の受入れ		当該月の 1 か月前の 10 日まで	

5.3 提出書類

受託者が、官側に提出する書類は、表 4 のとおりとする。

表 4—提出書類一覧

提出書類名	提出頻度	提出時期	備考
現場責任者の勤務経験関連資料	年 1 回	業務開始 10 日前まで	
作業従事者一覧	年 1 回	業務開始 10 日前まで	提出後、従事者に変更があればその都度提出する。
作業従事者調理師免許の写し（免許保有者のみ）	年 1 回	同上	同上
作業従事者菌検索結果	月 1 回以上	毎月 20 日まで（ただし、受託年度 4 月分は業務開始の 10 日前まで）	菌検索結果には、腸管出血性大腸菌症検査を含めること。
			菌検索実施機関発行の結果を提出 従事者の変更の都度提出し、官側の確認を受けるものとする。
作業従事者勤務割振表（勤務予定表）	月 1 回	翌月分を前月 25 日まで	受託年度 4 月分は業務開始の 10 日前まで
			従事者に変更があればその都度提出する。
作業完了届	月 1 回	当月分を翌月 10 日まで	
調理工程表（基準）	年 1 回	業務開始 10 日前まで	変更があればその都度提出する。
保健所等による営業許可証の写し	年 1 回	業務開始 10 日前まで	

注記 1 提出時期に間に合わないことが予想された場合、受託者は速やかに官側へ通知し、今後の対応について協議するものとする。

注記 2 提出された作業従事者勤務割振表及び調理工程表を業務開始前までに官側と協議するものとする。

5.4 受託者が使用できる国有財産

受託者が使用できる国有財産は、次による。

a) 施設

本委託業務に関係する陸上自衛隊別海駐屯地食堂、厨房、控室及び更衣室

b) 設備

附属書 C による。

c) 経費負担区分

前 2 号の使用に伴う電気、ガス、水道等の使用料及び維持管理費用は官側負担とする。ただし、受託者の故意又は過失により施設、設備等に損害を与えた場合は、官側の指示に基づき受託者の費用負担において修復等を行う。受託者は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

5.5 受託者の経費区分

5.4において官側負担とした費用を除き、作業従事者の被服、清掃用具、洗剤、事務用品、各種検査等の本委託業務に必要な全ての経費は受託者負担とする。

なお、年間を通じて必要となる消耗品の基準は**附属書D**による。

5.6 本委託業務の引継ぎ

当該年度の受託者は、翌年度4月1日以降の本委託業務受託予定者から業務の引継ぎに関する申し出があった場合は、当該引継ぎが当該年度内3月24日まで完了するよう協力しなければならない。

5.7 飲食店営業許可

食品衛生法第54条に基づき、政令で定める飲食店営業施設に該当するので、受託者は、契約に伴い食品衛生法第55条の1項の規定に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、給食施設（駐屯地隊員食堂）における飲食店営業（一般食堂）の営業許可を受けなければならない。

契約が終了し、給食を廃止する場合は、食品衛生法施行細則第5条の2、第6項に規定する「給食廃止届」を所轄保健所長に届け出なければならない。

5.8 仕様書に関する疑義

受託者は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

附属書 A
(参考)

年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値

年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値の一例を、表 A. 1 に示す。

表 A. 1—令和 6 年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値（4 月分）

月	区分		食数				現場 責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当 り食数 A ÷ B
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1 人当 りの作業時間 (時) C	総作業 時間 (人・時) B × C	
4 月	平日	朝	139	36	89	1874	4	3	4	12	625
		昼	159	31	124	2602	5	6	5	30	437
		夕	130	31	84	1768	4	3	4	12	590
		計	—	—	—	6244	—	12	—	54	—
	休日	朝	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		昼	42	31	35	317	5	3	5	15	106
		夕	44	30	37	330	4	3	4	12	110
		計	—	—	—	647	—	6	—	27	—

附属書 A
(参考)

年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値

年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値の一例を、表 A. 2 に示す。

表 A. 2—令和 6 年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値（5 月分）

月	区分		食数				現場 責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当 り食数 A ÷ B
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1 人当 りの作業時間 (時) C	総作業 時間 (人・時) B × C	
5 月	平日	朝	130	35	85	1689	4	3	4	12	563
		昼	192	32	130	2599	5	6	5	30	433
		夕	124	29	95	1896	4	3	4	12	632
		計	—	—	—	6184	—	12	—	54	—
	休日	朝	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		昼	71	33	43	431	5	3	5	15	147
		夕	95	29	50	495	4	3	4	12	165
		計	—	—	—	926	—	6	—	27	—

附属書 A
(参考)

年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値

年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値の一例を、表 A. 3 に示す。

表 A. 3—令和 6 年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値（6 月分）

月	区分		食数				現場 責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当 り食数 A ÷ B
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1 人当 りの作業時間 (時) C	総作業 時間 (人・時) B × C	
6 月	平日	朝	101	53	83	1653	4	3	4	12	551
		昼	178	107	143	2857	5	6	5	30	476
		夕	129	52	99	1980	4	3	4	12	660
		計	—	—	—	6490	—	12	—	54	—
	休日	朝	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		昼	56	37	46	460	5	3	5	15	153
		夕	64	38	54	535	4	3	4	12	178
		計	—	—	—	995	—	6	—	27	—

附属書 A
(参考)

年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値

年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値の一例を、表 A. 4 に示す。

表 A. 4—令和 6 年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値（7 月分）

月	区分		食数				現場 責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当 り食数 A ÷ B
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1 人当 りの作業時間 (時) C	総作業 時間 (人・時) B × C	
7 月	平日	朝	121	71	94	1874	4	3	4	12	625
		昼	185	69	144	2879	5	6	5	30	480
		夕	136	59	101	2028	4	3	4	12	676
		計	—	—	—	—	—	12	—	54	—
	休日	朝	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		昼	183	37	63	566	5	3	5	15	189
		夕	85	36	54	487	4	3	4	12	162
		計	—	—	—	—	—	6	—	27	—

附属書 A
(参考)

年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値

年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値の一例を、表 A. 5 に示す。

表 A. 5—令和 6 年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値（8 月分）

月	区分		食数				現場 責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当 り食数 A ÷ B
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1 人当 りの作業時間 (時) C	総作業 時間 (人・時) B × C	
8 月	平日	朝	121	34	83	1751	4	3	4	12	584
		昼	159	33	110	2303	5	6	5	30	384
		夕	128	30	79	1659	4	3	4	12	553
		計	—	—	—	5713	—	—	—	54	—
	休日	朝	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		昼	52	30	40	394	5	3	5	15	131
		夕	57	27	40	400	4	3	4	12	133
		計	—	—	—	794	—	—	—	27	—

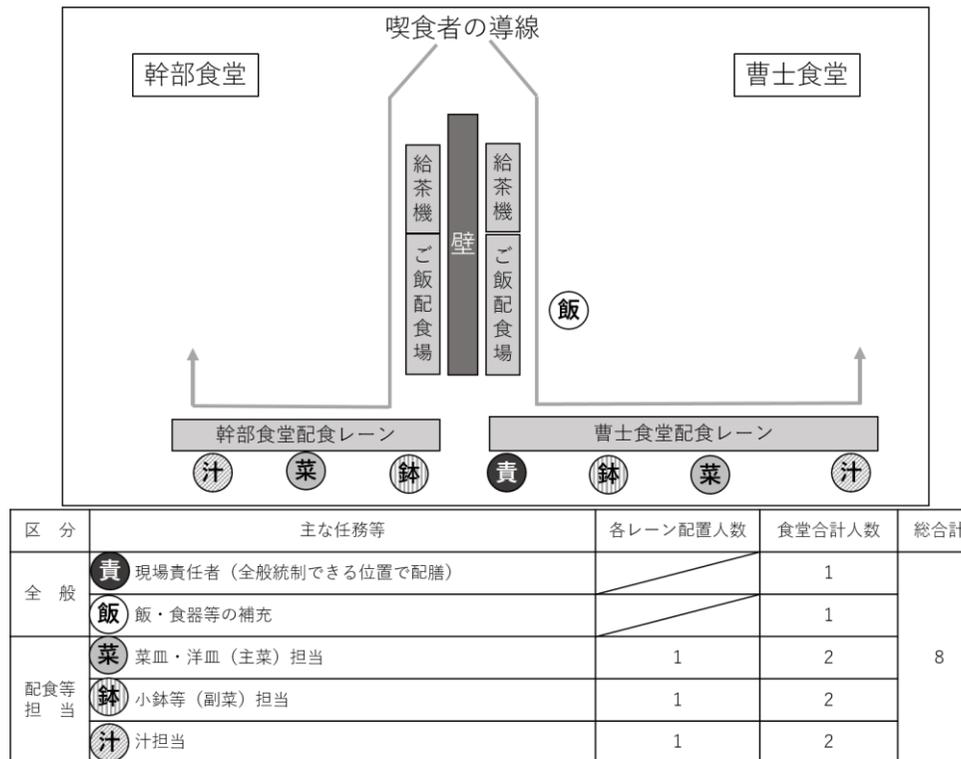
附属書B

(参考)

駐屯地食堂における配食人員の配置

駐屯地食堂における配食人員の配置の基準の一例を、図 B.1 に示す。

図 B.1－別海駐屯地食堂における配食人員の配置（基準）



附属書 C
(参考)
受託者が使用できる設備

受託者が使用することのできる設備の一例を、表 C.1 に示す。

表 C.1－設備

区分		数量	能力
調理器材 及び器具	かまどガス回転式、ドライシステム用、360	2台	36L/台
	コンベクションオープン2号	1台	40～80個/回
	たて形ガス炊飯器、1号	2台	21Kg/回
	解凍庫、3号	1台	80Kg/回
	蒸し器1号	1台	400個/h
	蒸気煮炊釜、ドライシステム用、1100	2台	110L/台
	水圧洗米器、2号	1台	15Kg以上/回
	製氷機、3号	1台	215Kg/日
	配食室用温蔵庫、3号	1台	1370L
	配食室用保冷庫、3号	1台	585L
	野菜切裁用調理機、2号	1台	200～600Kg/h
	揚物機、2号	1台	180～600個/h

附属書D

(参考)

年間を通じて必要となる消耗品のリスト

給食業務において年間を通じて必要となる消耗品のリストの基準を、表D.1に示す。

表D.1ー (給食業務) 年間を通じて必要となる消耗品のリスト (基準)

No	使用区分	品名	備考
1	作業従事者個人用	マスク	
2	作業従事者個人用	個人用被服	帽子、ユニホーム、エプロン、履物等
3	作業従事者個人用	使い捨て手袋	
4	作業従事者個人用	爪ブラシ	
5	調理用消耗品	クッキングペーパー	
6	調理用消耗品	クッキングシート	
7	調理用消耗品	サランラップ類	保冷、保温等時にも使用
8	調理用消耗品	アルミホイル	
9	調理用消耗品	食品用洗剤	次亜塩素酸ナトリウム等
10	調理器具清掃用	スポンジたわし	
11	調理器具清掃用	タオル、布巾	調理台等清掃
12	調理器具清掃用	中性洗剤、弱アルカリ性洗剤	調理機械、包丁、まな板等
13	調理器具清掃用	消毒用アルコール	洗浄後消毒
14	調理器具清掃用	クレンザー	
15	厨房清掃用	デッキブラシ	
16	厨房清掃用	バケツ	
17	厨房清掃用	ポリ袋	
18	厨房清掃用	水切り	
19	厨房清掃用	モップ	
20	厨房内消毒用	消毒液(次亜塩素酸ナトリウム等)	厨房内除菌マット等
21	官民共用	アルコール消毒液	厨房入口、トイレ等
22	官民共用	手洗い石鹼液	厨房入口、トイレ等
23	官民共用	ペーパータオル	厨房入口、トイレ等
24	官民共用	トイレットペーパー	トイレ等

注記 官民共用となる品目は、作業従事者数を基準とし、官と要調整